

令和5年
第3回定例会議事録

令和5年3月15日

泉大津市教育委員会

令和5年3月15日(水)午前9時より令和5年第3回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所2階202会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部参事兼生涯学習課長	内田 輝雄
教育部教育政策課長	河合 将浩
教育部指導課長	臼井 幸江
教育部スポーツ青少年課長	近藤 陽子
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育政策課長補佐	大塚 和弘
教育政策課長補佐	河村 浩明
教育政策課	友永 彩絵

案件

- 日程第 1 議案第 1 1 号 泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則を廃止する規則について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 泉大津市教育施設再編計画の策定について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 教育委員会会議議事録の取り扱いについて
- 日程第 7 議案第 1 7 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和5年度 学校園に対する教育方針について

日程第 9 議案第 19 号 泉大津市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第 10 議案第 20 号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 11 報告第 5 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 12 報告第 6 号 泉大津市立学校施設の使用に関する条例の提出取り下げについて

日程第 13 議案第 21 号 令和 5 年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について

日程第 14 議案第 22 号 令和 5 年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について

議事録署名委員

教育委員 西尾 剛

会議の顛末

- 竹内教育長 令和5年第3回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和5年第2回教育委員会会議定例会議事録の承認

△日程第 1 議案第 1 1 号 泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

- ◎教育政策課長（河合将浩）目的は、令和5年4月1日に実施する機構改革に伴い、泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正するものです。
- 改正の内容は、別紙1のとおりです。4ページの新旧対照表をご覧ください。下線部を引いているところが改定内容です。教育政策課の総務係と教育政策推進係を統合して政策総務係とするものです。それに伴い、それぞれ分かれて持っていた分掌事務をまとめる変更で、課としての業務に変わりはありません。
- 施行期日は、この規程（案）は、令和5年4月1日から施行します。

※議案第 1 1 号可決

△日程第 2 議案第 1 2 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則について

- ◎教育政策課長（河合将浩）目的は、要保護および準要保護の額を記載する必要がある、所要の改正を行うものです。
- 改正内容は、9ページをご覧くださいと分かりやすいかと思います。今回の規則改正に伴って、運用自体は今と何も変わりませんが、市と日本スポーツ振興センターとで掛金のやり取りをしておりまして、その掛金返還の手続き上、明記してほしい事項があると日本スポーツ振興センターから依頼がありました。要保護、いわゆる生活保護受給世帯のお子さんについては掛金が20円ということのを第2条の表の中に追加するということが1点目、もう1点は第3条の第2号で、就学援助を受ける者についても掛金を免除しておりますので、掛金免除の対象とする旨を追記するものです。
- 施行期日は、この規則（案）は、令和5年4月1日から施行します。

※議案第 1 2 号可決

△日程第 3 議案第 1 3 号 泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則を廃止する規則について

- ◎教育政策課長（河合将浩）目的は、令和5年4月1日から個人情報保護制度の見直しが図られ、これまでの条例に基づく運用ではなく、個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に一元化されることとなります。個人情報保護制度に関する共通ルールを定めるという今回の個人情報保護制度の見直しの趣旨を踏まえ、

本市において個人情報保護条例が廃止されることに伴い、教育委員会規則につきましても廃止するものです。

改正の内容は、別紙3のとおりです。これだけだと内容がわかりませんので、次ページに参考として添付しております。現在ある規則が「泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則」というもので、これは平成10年10月1日に施行したものです。これの根拠となっております「泉大津市個人情報保護条例」というものが12月の議会で廃止の可決がされたので、それに伴って根拠がなくなったということで関連規則を廃止するというのが主な趣旨です。

施行期日は、この規則（案）は、令和5年4月1日から施行します。

- ◆教育委員（西尾剛） 泉大津市の個人情報保護条例が廃止されたから、今後は国の個人情報保護法に従って、泉大津市教育委員会も業務しないといけないということですかね。
- ◎教育政策課長（河合将浩） そういうことになります。厳密に言うと、個人情報保護法の施行条例が泉大津市で新たに作られました。それに伴って市が独自に持っていた個人情報保護条例の存在意義がなくなりましたので、それに紐づいている規則がなくなって、教育委員会含め市全体が施行条例に従うということなので、西尾委員がおっしゃられたように、法の趣旨に則ってやるという理解で間違いございません。
- ◆教育委員（西尾剛） では、これまでの泉大津市個人情報保護条例に代わるような条例が議会で成立したということですか。
- ◎教育政策課長（河合将浩） 個人情報保護法の施行条例が成立しております。国の法律を施行するために市で定めるものです。
- ◆教育委員（西尾剛） それは各自治体である程度の独自性を持って定められるものなんでしょうか。
- ◎教育政策課長（河合将浩） 法律の施行条例なので取扱いとしては統一的になります。今まではそれがなく、各自治体が各自治体の考えで条例を定めていたものが、法律に引き上げられました。
- ◆教育委員（西尾剛） 具体的に何か変わるところがあるのですか。
- ◎教育政策課長（河合将浩） 申し訳ありませんが、細かな変更内容までは承知しておりません。
- ◆教育委員（西尾剛） わかりました。今までの泉大津市個人情報保護条例が個人情報保護法よりも仮に手厚く保護していた場合、その手厚い保護がなくなって法律の基準まで切り下げられるということになるということですよ。
- ◎教育政策課長（河合将浩） 内容を把握していないので正確なことは申し上げられないのですが、趣旨としてはそうです。独自のものを持っていたのであれば、それがなくなるということになります。
- ◆教育委員（西尾剛） わかりました。

※議案第13号可決

△日程第4 議案第14号 泉大津市教育施設再編計画の策定について

◎教育政策課長補佐（大塚和弘） 趣旨は、これまで説明してまいりましたように、

本市の将来を見据え、多様化するニーズや公共施設の担う役割などを踏まえ、新たなニーズに対応した教育施設づくりに取り組む必要があります。また、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校と地域の連携・協働が今まで以上に求められているなか、コミュニティ・スクール等の仕組みにより地域とともにある学校づくりを進めていくための地域交流ゾーンの整備方針と併せ、教育施設の持つ役割を維持しつつ、効率的・効果的な教育施設の再編に向けた方針を示すことを目的として、計画を策定するものです。

内容は、別冊資料「泉大津市教育施設再編計画(案)」に沿って説明いたします。本計画(案)につきましては、令和4年第10回定例会において説明させていただいておりますので、本日の説明については、本市教育施設再編に向けた軸となる方針と、前回の説明時から修正した箇所の説明に留めさせていただきます。

本計画については、令和3年度から市民アンケート、施設利用者ヒアリング、小・中学生ヒアリング、ワークショップを実施しながら市民ニーズ等を踏まえた計画策定に取り組んでまいりました。それらを踏まえ、20ページから22ページに教育施設再編にあたっての施設配置基本方針を記載しております。本市の生涯学習環境においては、主にハード面の課題を抱えている一方で、今後は、今よりも幅広い多くの市民が利用でき、多様なニーズに対応した新たな生涯学習環境の形成を展開していくことが求められていると考えております。そこで、現状の南・北公民館及び勤労青少年ホームを集約し、新たな生涯学習環境形成の拠点施設として、出会いや発見のある交流拠点としての学びの場に位置付ける、(仮称)生涯学習センターを整備するものとし、身近な活動や居場所としての複数の学びの場として各小・中学校に整備する地域交流ゾーンとを組み合わせ、市域全体を学びのフィールドにした「学びのキャンパス」の形成をめざしてまいります。

24ページから25ページにかけては、(仮称)生涯学習センターの整備地について記載しております。整備地に求められる条件を本計画内で設定し、「中心性・拠点性」、「交通利便性」、「防災性」、「敷地・法令要件」、「他施設との連携可能性」の5つを条件といたしました。以上の条件を前提に、現時点で活用できる市有地のみならず将来的に活用可能な市有地を含め、全体最適の視点で、全庁的な議論を踏まえた条件整理を行いました。その結果、(仮称)生涯学習センターの整備対象地につきましては、泉大津市公営住宅等長寿命化計画に基づき二田市営住宅と集約建替が検討されている寿市営住宅の敷地として活用されている市有地といたしました。

続いて28ページでは、南・北公民館及び勤労青少年ホームについて、各施設ともすでに老朽化が進んでいることから、適切な時期に廃止・解体撤去を行い、その機能や役割を地域交流ゾーン又は(仮称)生涯学習センターに集約する必要がある旨を記載しております。ただし、生涯学習活動に取り組む市民の活動が継続できるよう、(仮称)生涯学習センターの整備等、活動継続のための環境が整うまでの間は、順次整備される地域交流ゾーンの活用を積極的に推進しながら、南・北公民館及び勤労青少年ホームについては適切な維持管理や修繕等を引き続き行うものとし、(仮称)生涯学習センターの整備が完了したのちに、その廃止・解体を行うこととします。

続いて29ページでは、各施設の整備方針とその事業スケジュールを示しております。整備方針といたしましては、地域交流ゾーンの整備を順次進めながら、(仮称)生涯学習センターについては、寿市営住宅の移転、施設の解体撤去が完了し次第、順次、施設整備を進めます。具体的には、南・北公民館及び勤労青少年ホームの維持管理を継続しながら、二田市営住宅と寿市営住宅の集約建替が完了し、寿市営住宅の住民の移転が完了したのち、令和14年度以降を目途に、(仮

称)生涯学習センターの供用を開始したいと考えております。そして、(仮称)生涯学習センターの供用開始に合わせて、南・北公民館及び勤労青少年ホームの解体撤去を行ってまいりたいと考えております。

続いて、30ページからは、小・中学校における地域交流ゾーンと南・北公民館及び勤労青少年ホーム以外の教育施設における施設計画を記載しておりますのでご参照いただければと思います。

最後に、前回お示しいたしました計画(案)から文言修正等を行った部分が2点ございますので報告いたします。1点目です。10ページにお戻りください。図表3に学校図書室の地域開放事業の概要を記載しておりますが、そのうち条東小学校及び旭小学校における内容欄の1行目が、当初は「本を読んでもらうことに」という表現としておりましたが、読み聞かせに特化しているなどの誤解を生じることから、「本に親しんでもらう」に修正したものです。次に2点目です。30ページにお移りください。5番、池上曾根弥生学習館の文章を修正いたしました。2行目の「また」以降について、当初は「また、本市教育委員会と和泉市教育委員会が中心となり、関係部局・関係機関・地域等が連携しながら保存と活用及び整備を進めていきます」という表現としておりましたが、池上曾根弥生学習館は本市の公共施設であります。その整備等に関して、和泉市も直接的に関わるような誤解を生じることから、今回お示しの表現に修正するものです。

本計画内容を以て成案にしたいと考えております。

※議案第14号可決

△日程第5 議案第15号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について

◎教育政策課長(河合将浩)趣旨は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものです。

根拠法令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」及び「第2項 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」によるものです。

内容は、別紙4のとおりです。教育委員会会議に関係するものをご説明しますと、今回の定例会で実施についてご承認いただければ、あとは事務局で進めていきます。8月に外部委員をお招きして評価・点検をしていただきます。最終的には10月の教育委員会会議で報告と審議をしたうえで最終決定をいただければ、市議会等への提出を行うという流れです。例年通りの流れとなっております。

※議案第15号可決

◎教育政策課長（河合将浩）趣旨は、泉大津市教育委員会会議は原則公開として行っていますが、泉大津市教育委員会会議規則第 34 条において規定する要件を満たす場合は、秘密会として非公開にしています。案件により、教育委員会会議を秘密会としている理由は、内容が公になることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められた場合であり、秘密会の議事を議事録に記載することは、会議を公開することと同義であるため、今後、秘密会の議事については一律に議事録に記載しないこととします。また、議事録作成のため、教育委員会会議を録音しておりますが、録音は公開部分のみとし、議事録を教育委員会会議にて承認後、録音データは消去するものとします。まとめて申し上げますと、秘密会の案件については、録音もしないし議事録も作成しません。また、議事録をご承認いただきましたら、公開部分の録音データは処分する。この 2 点についてお諮りをするものです。根拠法令の市の公開条例に、公開しないことができる情報として、規則、議事運営に関する規定又は議決により公開しない旨を定めているもの、とありますので、今回ご議決いただきたいと提案させていただきました。

適用時期は、令和 5 年 4 月以降の教育委員会会議とします。

◆教育委員（西尾剛）秘密会の議事について公開したら秘密にした意味がないので当然かと思えます。あと録音も、録音する目的は議事録を作成するための手段で、あくまでも補助資料に過ぎなくて、録音したものを保存したいという目的ではないと思うので、きちんと正式な議事録が教育委員会会議で承認されて、正式に確定した以後は不要になるわけですから、それをずっと保存しておかないといけない理由は全くないと思えます。しかもそれをずっと保存しておく、何かの拍子にどなたかが一部の発言を切り取って、例えば今でしたら SNS で流れたりして、言ったことと反対の趣旨で広まるといいう危険性も無きにしもあらずで、そうなった場合取り返しがつかないし、そういうことも考えると目的を達した後は速やかに削除しないと、そういうことを心配した上でないと発言できないということになって、発言自体の抑制される可能性がある、それは自由に発言するという趣旨からして望ましくないと思えますので、やっぱり目的を達したらすみやかに削除するというのは当然ではないかと思えます。あと、そもそも録音というのも機械的に記録しているだけで別に作為が入っていないので、録音したデータ自体、公文書にあたらぬのではないかなと僕は思います、見解は分かれるでしょうが。重複になりますが、録音に基づいて、事務局ではほぼその通りに議事録を作っていたので、それを次の委員会会議までに配布していただいて、委員が各自チェックをして、もし発言と異なるところがあったり、違う整理の仕方がされたりしている場合は、それについて次の委員会会議で異議を述べることができるし、異議を述べた場合は異議があったということがきちんと記録されることになるわけですから、そういうふうにして議事録は正確性が担保されることになっているわけですから、そういう意味からもそれができた以上、データは不要なものじゃないかなと思うので、この制度には賛成です。

◆教育委員（奥健一郎）質問ですが、この議案が可決される以前の録音データはあるのかなのか、あるとすれば消去するのかなのか。

◎教育政策課長（河合将浩）今のご質問はまさに今回のテーマのもとになっている

もので、実際としてデータは残っています。

◆教育委員（奥健一郎）残っているんですね。それは消去しますか。

◎教育政策課長（河合将浩）消去したいと考えております。

◆教育委員（奥健一郎）それがいいでしょうね。これはさかのぼっていいですよ、西尾委員。

◆教育委員（西尾剛）過去のもの不要なんじゃないかなと私は思います。

◆教育委員（奥健一郎）遡及的に削除するということでもいいんじゃないですか。それも含めて可決ということでもいいと思います。

◎教育政策課長（河合将浩）わかりました。ありがとうございます。

※議案第16号可決

△日程第7 議案第17号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

◎教育政策課長（河合将浩）趣旨は、令和5年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るものです。

根拠法令は、「泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則委員の任命 第7条 協議会の委員は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。」及び「泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。第8号 その他教育委員会が重要と認める事項」
「第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。」によるものです。

今後の予定は、4月1日に、各小・中学校の学校運営協議会委員任命をし、4月の教育委員会会議定例会で令和5年度学校運営協議会委員の決定の報告を教育委員にさせていただきます。

※議案第17号可決

△日程第8 議案第18号 令和5年度 学校園に対する教育方針について

◎指導課長（臼井幸江）趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものです。

審議内容は、令和5年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させるものです。

資料は、別冊「令和5年度学校園に対する教育方針（案）」です。

根拠法令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。第5号 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び

職業指導に関すること。」及び「泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。第2号 学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。」「第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。」によるものです。

内容は、別冊をご覧ください。令和4年度の取組みの重点の総括を3ページから12ページに記載しています。令和5年度の取組みの重点を13ページから17ページに、本編としまして18ページから33ページに記載させていただいております。簡単ではございますが説明させていただきますと、令和4年度の取組みの重点の総括としましては、令和4年度は重点項目8項目と令和4年度限定として新型コロナウイルス感染症対策がございました。総括としては特色ある取組みを行う学校が増えてまいりました。しかしながら、学力課題等本市が課題としていることについてはまだ解決に至っていないこと、そして不登校児童生徒も一定数います。そのため取り組み1つ1つが学校教育活動のどこに位置づいているかということをしっかり考えていく必要があると思っております。

続きまして13ページをご覧ください。令和5年度は令和4年度の流れを大きく変更する予定はございません。と言いますのも、本教育方針は令和3年度に大きく変えさせていただいております。その流れを令和4年度令和5年度と続けたいと思っております。ただ令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策については重点の位置づけから外します。ですので、重点8項目で構成しております。

13ページをご覧ください。「重点1 カリキュラム・マネジメントの充実と学校経営力の向上」は、大きく3点を挙げております。3点目をご覧ください。こちらについては新型コロナウイルス対策によって得られた知見が大きく見受けられます。学校行事の精選であったり、オンライン授業を活用してやむを得ず学校に来られない子どもたちが学ぶ機会を保障することができたりするというような知見を活かすよう追記しております。成果指標につきましては、学校ホームページの発信件数に変更しております。令和4年度につきましては、ホームページを閲覧した方の数を成果指標にしておりましたが、より多く発信することを大切として、またホームページのリニューアルもありますので、どれだけ発信したかというところに重きを置きたいと思っております。

「重点2 人権教育の推進」は、特に3点目、市議会でも議題に取り上げられました、命の安全教育といったもので、生命の尊さや包括的な性教育、ウェルビーイングに繋がる場所の性教育等を発達年齢に応じて系統的に実施するように記載しております。

「重点3 確かな学力をはぐくむ学習機会の充実」は、新しく項目を増やしております。特色ある学校づくりが進んできましたが、児童生徒の見える学力に繋がっているとは言い難く、1人1台端末を活用することで、従来の教育の教師主導の学びから学習者主体の学びへの転換を図っていきたく思っておりますので、端末の活用であったり端末を使用するうえで必要な情報モラル教育の充実を図ること、そして紙とデジタルを併用して情報活用能力を育成していきたく思っておりますので、学校図書館の充実であったり、令和4年度から導入した電子書籍の活用などについて記載しております。

「重点4 支援教育の充実」は、4点目、令和4年度4月に国からの通知を踏まえ支援学級在籍の児童生徒の適切な学びの場ということで、特に交流学級における学びが支援学級在籍の児童生徒にとって確かなものになっているかということに留意するよう記載しております。

「重点5 いじめ・不登校・子ども理解への取組みの推進」は、1点目ですが令和4年度12月に生徒指導の手引書とも言われている生徒指導提要の改訂が12年ぶりに行われました。それを踏まえて、児童生徒の成長を支援していくための教職員の姿勢について記載させていただいております。

「重点6 外国語教育の充実」は、今年度から浜小学校をモデル校として実施している英語イマージョン教育については、学校教育活動のあらゆる場面で子どもたちが英語を使う機会を作っており、子どもたちも年度当初以上に、自ら外国の人と話したいという意欲が高くなっております。しかし、中学校におけるチャレンジテストなどから、本市の外国語教育はまだ厳しい状況です。そこで、3点目ですが、これまで通りの指導や評価だけではなく、子どもたち自身が自己の英語能力の高まりを確認できるような指導を行うようにしております。これは重点3でお伝えしました、学習者主体の学びの促進をするものとも考えております。

「重点7 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進」は、今年度から全小・中学校でコミュニティ・スクールがスタートしました。各校で取組みが少しずつ進んでいますが、みらい応援隊と呼ばれる地域ボランティアをもっと増やしたいという思いが学校にはあります。周知が行き届いていないということも課題でありますので、市としても発信の支援をしてまいりたいと考えております。

「重点8 一貫した教育の推進」は、特に5点目、今年度から毎月2回、オーガニック食材や発酵食品を取り入れたときめき給食が提供されています。このことも踏まえ、次年度については小・中学校の食育に関する取組みを一層進めていくよう記載させていただいております。

18ページをご覧ください。こちらは、重点項目に関わる詳細として取り上げております。この時点での修正を記入しており、市として予算化しているものについて学校園で意識して取り組んでいただきたいことを説明してまいります。

まず、18ページの「3家庭・地域との連携」、1点目ですが、就学前の保護者に対しても家庭教育支援サポーターが支援できるよう予算化しておりますので追記しております。続きまして21ページ、「6英語力の向上」の5点目、浜小学校をモデル校として実施している英語イマージョン教育の取組みを、浜小学校だけではなく各小学校で取り入れられることは少しずつ取り入れていただきたいということで追記しております。続いて27ページの「2健康づくりの促進」の1点目、生理の貧困を解決するために、市では生理用ナプキンを小・中学校のトイレの個室に設置できるよう予算化しております。そのため、生理用ナプキンを途切れることなく学校に配備するよう記載しております。続いて28ページの上から1点目、2点目が、重点8でお伝えいたしました給食について取扱いの詳細を記載しております。最後に31ページの「(1)地域資源を生かした教育の推進」ですが、デジタルアーカイブ、ORIAMU（オリアム）デジタルヒストリーが作成されましたので、それを踏まえた研修会等も実施しておりまして、これらを授業で活用するということが記載しております。

◆教育委員（西尾剛）13ページの最後の行に「性暴力防止に向けた取組みを進めること。」とあって違和感があるのですが、小・中学生に性暴力について話しても、暴力のない性行為ならいいのかと聞いたらそうではない。暴力以前に、そもそも健全育成の観点から中学生で性行為をすること自体、法律上で違反なのに、こういう表現だと暴力がなければいいのかと受け止められかねない気がしました。

◆教育長（竹内悟）これは文科省の文言だったと思います。

◆教育委員（澤田久子）中学生だけではなくて、小学校の小さい頃から「人に触らせてはいけないところ」などを学んでいけないいけないので、そういう意味合いも入っていると私は感じました。中学校のそういうものだけではないと思いま

す。

- ◆教育委員（西尾剛） そうなんです。強制性交はだめで相手の同意をとったうえでというように読めてしまったので、これは大人、せめて大学生くらいに言うことなのかなと思ったのですが、文科省の文言で、澤田委員がおっしゃるような意味も含めて使っているというのであればいいと思います。
- ◎指導課長（臼井幸江） 子どもの頃からどんなことをされたら嫌なのかを明確にして育成していこうという考え方にも繋がっています。ただ、西尾委員がおっしゃったような一般的な捉えになると性暴力、また教職員から子どもたちに対する性暴力の防止という受け止め方も捉え方としてはあり得ますし、澤田委員がおっしゃったように小さい頃から意識づけを教育していくという捉え方もありますので、皆さんの認識が食い違わないような表現に修正していければと思います。
- ◆教育委員（奥健一郎） 簡単に言うとセクハラと一緒に、受けた側の主観的なものになってしまうということですかね。嫌なものは性暴力とってしまう。
- ◆教育長（竹内悟） 命の安全教育というところがクローズアップされていて、考え方の違う人が二極化している1つは、学校現場では保健の授業で言うと、男女の体の違いや射精や初潮があったりという話から、いきなり卵子と精子の生命の誕生になるんです。性交の部分が抜けているんですよ。先生方は教科書に載っていないから教えないです。僕が体育の教師で保健の授業をする時には、ここの部分を間違っただけで学んでしまうと、望まない命の誕生になる恐れがあるので、個人的には教えていました。ヨーロッパなど外国の空港のトイレにコンドームの自動販売機がなぜあるのかみんな考えよう、というようなことをしていました。泉州という地域性もあって、早く教えたいと思っていますが、国はまだ早いという考えで、そこのギャップ感があるので、本当は教えたいという思いがありますがなかなか難しい。生命の安全教育というのは、そういうことも含めた包括的な性教育とか、いろんなことをしっかり見直しましょうと言われていた現状なので、載せておく必要があると課長と話をして、こういう形で載せさせていただいたという経緯があります。
- ◆教育委員（西尾剛） 今はインターネットで知れてしまうので、全然早くはないと思います。
- ◆教育長（竹内悟） そうですね。

※議案第18号可決

△日程第9 議案第19号 泉大津市地域学校協働活動推進員の委嘱について

◎生涯学習課長（内田輝雄） 趣旨は、泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものです。

根拠法令は、「泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱 第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。」によるものです。

任期は任期1年で、委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

です。

候補者は、別紙5のとおりです。各学校より推薦いただきまして、11名の方を名簿に記載させていただいております。なお、令和4年度から変更なしとさせていただいておりますが、東陽中学校と小津中学校については、令和4年度は推薦がございませんでしたので、新たに令和5年度からの委嘱となります。残りの9名の方については、令和4年度から変更なしという対応となっております。

※議案第19号可決

△日程第10議案第20号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

◎スポーツ青少年課長（近藤陽子）目的は、泉大津市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民にスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員が令和4年度末で任期満了となるため、令和5年度及び令和6年度における泉大津市スポーツ推進委員を委嘱するものです。

根拠法令は、「スポーツ基本法 スポーツ推進委員 第32条」にのっとりスポーツ推進委員を委嘱するものです。また、「泉大津市スポーツ推進委員に関する規則」の第3条では定数は、20人以内としておりまして、第4条で任期は2年としております。

委嘱期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日です。

候補者は、別紙6のとおりです。20名の委員のうち、2名退任となり、19、20の方は新規委員となっております。

◆教育委員（奥健一郎）新規の2名はどういった方ですか。

◎スポーツ青少年課長（近藤陽子）19番の方は、高齢者のダンスやラジオ体操指導員の資格を持たれているなど地域で活動されています。

◆教育委員（奥健一郎）ラジオ体操に資格があるんですね。

◎スポーツ青少年課長（近藤陽子）はい。資格をお持ちで、スポーツフェスティバルでも指導をしていただいています。活動としては主に高齢者を対象としておられますが、他にもダンスや365日ラジオ体操ということで地域の公園で活動されています。20番の委員については、幼児体育や親子体操、走り方教室など地域で小さな子どもを指導する活動をされています。

◆教育委員（池島明子）スポーツ推進委員の方々の研修会等は定期的に行っておられるんですか。

◎スポーツ青少年課長（近藤陽子）毎月ではないですが、定例会で、ニュースポーツなども含めて研修を行っております。委員年数が長い方もいらっしゃいますし、新たに入られた方については、子供会やスポーツ協会などご自身の種目を中心に地域で活動されている委員さんがいらっしゃいます。どの地域でも長年スポーツ推進委員を務めておられる方がいるのが現状です。

◆教育長（竹内悟）2名が今回抜けて、2名をスポーツ青少年課が一生懸命探してくれて、お声がけしてくれて受けてくださっているのも、低年齢化したらもっと新陳代謝する部分もあるのかなと思います。私が20代のときに体育指導員をしていた時の方とあまり変わっていないので。

◆教育委員（池島明子）なぜ研修会をしているのか伺ったかというのと、講師を呼んでくるのではなくて、委員が他の委員に対して研修ができると思うんです。今回

新しく委員になられるラジオ体操の方とか。でも長年委員の職にいらっしゃると、推進するというよりご自身の健康づくりを兼ねていらっしゃるといえるようになる、本当の市のスポーツの活性化にはならないと思うので、そこは問題かと思えます。

◆教育長（竹内悟）そうですね、ありがとうございます。

◎スポーツ青少年課長（近藤陽子）活動されている方は、高齢であったとしても地域で色々活動されている方もいらっしゃることを承知したうえで、検討いたします。

◆教育長（竹内悟）よく頑張ってくださいているのはわかっています。

※議案第20号可決

△日程第11報告第5号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（河合将浩）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものです。

根拠法令は、「泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱 第6条第2項」によるものです。

報告対象期間は、令和5年2月1日から令和5年2月28日までです。

内容は、別紙7のとおりです。承認した案件は3件ございまして、右側に「新」とあるものは、新規団体あるいは新規の案件となっております。今回、非承認が1件ありますのでご説明いたします。これまで窓口で承認申請をいただいた時点でお断りしている案件もございましたが、今回の件は正式に申請を受け取って審査をしておりましたが、団体への資料の修正指示などを行った際に、それへの対応が無く、事業の実行能力に疑義が発生したため、正式に非承認として処理をしました。

◆教育委員（西尾剛）非承認に対して、団体からもう1度承認してほしいなどの申し立てはないのですか。

◎教育政策課長（河合将浩）その後、団体からの問い合わせも一切ないです。

※報告第5号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第12から日程第14を非公開とすることに異議はございませんか。

〈異議なし〉

異議がないようなので、日程第12から日程第14は非公開とします。

午前10時30分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員